

令和8年度香川県介護支援専門員実務研修・再研修の減免等について

今年度、本県で介護支援専門員実務研修・再研修を受講される方で、対象となる方に対し、受講料の減免と研修で使用するテキストの配布を行います。

1. 対象者

下記の（１）～（３）のいずれかに該当する方

（１）本県で介護支援専門員実務研修を受講する方

- ・本県で介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方は、基本的に今年度、本県の実務研修を受けていただくことになります。
- ・他県で介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方は、受講地変更手続き後に本県の実務研修を受けていただくことができます。
- ・その場合、介護支援専門員の登録は「香川県登録」になります。

（２）本県に住所があり、再研修を受講する方

- ・本県で介護支援専門員として働く意思があることを、申請時に確認させていただきます。
- ・現在どの都道府県で介護支援専門員の登録をしているかは問いません。

（３）他県に住所があるが、香川県で働く予定があり、再研修を受講する方

- ・本県で働くことを証明できる書類（内定通知等）を、再研修申請時に提出していただきます。

2. 減免後の受講料

実務研修を受講する方	27,000円（減免がない場合	54,000円）
再研修を受講する方	19,500円（減免がない場合	39,000円）

3. 配布するテキスト

〔八訂〕介護支援専門員実務研修テキスト（一般社団法人 長寿開発センター発行）

- ・テキストは自宅に配送します。テキスト配布業者に氏名、住所等の個人情報を提供することに同意していただける方のみテキストの配布を行います。
- ・テキスト発送後に、研修受講を辞退される場合には、テキストを返却していただきます。その際の送料は申請者に負担していただくことがあります。

4. 令和8年度介護支援専門員実務研修・再研修について

実務研修と再研修のカリキュラムは重複している部分があり、その部分は合同で行います。

申請期間：（実務研修）介護支援専門員実務研修受講試験合格者に対し、個別に案内します。

（再研修） 10月1日～10月22日

開催方法：オンライン研修（カメラ・マイク付きのパソコンとインターネット接続環境が必要です）

集合研修（実務研修のみ）

講義：eラーニング（概ね 30 時間）

演習：オンライン研修（ライブ）

A コース（12/19、12/23、2/28、3/6、3/8、3/11、3/17）

実務研修は上記に加え 1/6、1/16、1/20 の 3 日間集合研修があります。

B コース（12/21、12/24、3/3、3/5、3/10、3/13、3/21）

実務研修は上記に加え 1/9、1/17、1/21 の 3 日間集合研修があります。

5. 教育訓練給付金について

- ・実務研修および再研修は、教育訓練給付制度の給付金の対象となる特定一般教育訓練に指定されています。
- ・教育訓練給付制度とは、研修費用を個人で負担する方を対象に、働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給される制度です。
- ・減免と教育訓練給付金、両方の制度を使うことができます。
- ・その他の詳細は、厚生労働省ホームページおよびかがわ介護保険情報ネットから必ず御確認ください。

<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

<かがわ介護保険情報ネット>

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/caremane/kyouikukunren.html>



6. その他の注意事項

今後、減免等について追加のお知らせがある可能性があります。

- ・実務研修を受講する方は、合格通知送付時に同封する減免等のご案内を確認してください。
- ・再研修を受講する方は、開催要項でお知らせする減免等のご案内を確認してください。
- ・再研修の開催要項は9月中旬に県ホームページに掲載予定で、申し込み開始は10月1日です。

7. 問い合わせ先

香川県健康福祉部 長寿社会対策課

介護人材グループ

電話番号 087-832-3275